

名桜大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

(平成18年2月23日制定)

(設置)

第1条 名桜大学(以下「本学」という。)に、名桜大学ファカルティ・ディベロップメント委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、ファカルティ・ディベロップメント(本学及び本学の教員が、教育の質的向上を図るために組織的に取り組む活動をいう。以下「FD」という。)を推進することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) FD推進のための企画及び実施に関すること。
- (2) FDに係る調査及び研究に関すること。
- (3) FDに関する報告書等の作成に関すること。
- (4) 授業評価に関すること。
- (5) その他FDに関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 全学教務委員長
- (2) 国際学群教務委員会委員長
- (3) 人間健康学部教務委員会委員長
- (4) リベラルアーツ機構長
- (5) 各学系又は各学科から選出された1人ないし2人の教員
- (6) その他学長が必要と認めた者 若干人

(任期)

第5条 前条の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(部会等)

第9条 委員会は、必要に応じて部会等を置くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教務課において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成18年2月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月10日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月9日)

この規程は、平成22年6月10日から施行する。

附 則 (平成25年1月23日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年5月25日)

この規程は、平成27年5月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。